【規程番号　神女短Ⅵ－005】

神戸女子短期大学職業紹介に係わる個人情報適正管理規程

（目的）

第１条　この規程は、職業安定法第 5 条の 4 第 2 項の規程に基づき、職業紹介事業に係わる個人情報の取扱いについて定める。

（担当）

第２条　個人情報の取扱者は、職業紹介業務担当者であるキャリアサポートセンター課長とする。

（取扱者の出席）

第３条　取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

（訂正の請求）

第４条　取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

（苦情処理担当者）

第５条　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、キャリアサポートセンター課長とする。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。